

## 平成 26 年度個人住民税（市・府民税）の主な税制改正

### ◆均等割の税率引き上げ

地方公共団体が実施する防災施策に必要とする費用の確保のため、平成 26～35 年度まで臨時特例措置として各年度の均等割の税率が市民税と府民税でそれぞれ 500 円引き上げられます。

	平成25年度均等割	平成26年度以降均等割
市民税	3,000円	3,500円
府民税	1,000円	1,500円
均等割合計	4,000円	5,000円

### ◆給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられました。

給与収入金額 (年間合計額)	給与所得金額	
	平成25年度	平成26年度以降
1,500万円未満	変更なし	
1,500万円以上	収入金額×95% -170万円	収入金額-245万円

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1026）へ。

## 市職員の採用試験を実施

### 【採用試験】

日時 1月26日(日)9時から

場所 舞鶴市役所

### 【受験申込】

期間 1月15日(水)まで

※土・日曜日、祝日及び1月1日～5日の間は除く。郵送の場合は、1月15日17時15分までに到着したものに限り。

方法 申込書（市役所受付、職員課、西支所庶務係、加佐分室で配布。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し職員課へ。詳細は実施要項をご確認ください。

職種	採用予定者数	受験資格
電気技術職	1名	昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、大学（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの電気技術者を有する方
		昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、短期大学（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの電気技術者を有する方
		平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、高等学校（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの電気技術者を有する方
保健師	1名	昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、保健師資格を有する方又は平成25年度中に資格取得見込みの方

▶詳しくは、職員課（☎ 66・1043）へ。

## 固定資産税（償却資産）申告をお忘れなく

償却資産を所有している事業者は、1月1日現在の状況を1月31日(金)までに申告を。

### 【申告はお早めに】

期限直前になると窓口が大変混み合いますので、早めの申告にご協力をお願いします。また、地方税ポータルシステム「エルタックス」で電子申告もできます。

### 《償却資産とは》

法人や個人で工場・商店などを営んでいる人で、その事業のために用いている機械・器具・備品などのことです（下表参照）。

業種	課税対象となる主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、ルームエアコン、内装・内部造作、広告塔、ネオンサイン、自動販売機、舗装路面など
製造業	製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包(こんぼう)機など
印刷業	各種製版機および印刷機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機など
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚、陳列ケース、日よけなど
理容、美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診察ユニット)など
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設などの外構工事、駐車場などの舗装および機械設備など
ガソリンスタンド	洗濯機、ガソリン計量器、独立キャノピーなど

※小型特殊自動車（トラクターや乗用装置付きコンバインなどの農耕作業車、小型フォークリフトなどの小型特殊作業車など）は、軽自動車税の課税対象となります。税務課で登録届出を行ってください。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

## 延滞金利率の引き下げ

国税の延滞金などの利率が引き下げられたことに伴い、1月1日以後に発生する市税に係る延滞金の利率を引き下げます。利率（年率）は下表のとおり。

区分	納期限の翌日から1か月以内	納期限の翌日から1か月経過後
改正前	4.3%	14.6%
改正後	2.9%	9.2%

※各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する「貸出約定平均金利」により利率が変動する場合があります。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1025）へ。

## 台風 18 号災害義援金

先の台風 18 号による被災者への支援として募集をしており「舞鶴市台風 18 号災害義援金」につきましては、平成 25 年 11 月 30 日に受け付けを終了しました。

市内外より温かいお気持ちとともに寄せられた多くの義援金は、配分委員会を設置し、その決定に基づき被災者に配分させていただきました。

義援金の募集にご協力、ご支援いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

義援金集計額 14,897,402 円（平成 25 年 11 月 30 日現在）  
《保健福祉企画課》

## 災害危険区域の指定

市では「舞鶴市災害危険区域に関する条例」に基づき、桑飼下地区の一部を災害危険区域に指定します。

災害危険区域とは、由良川沿いに居住されている皆さんを洪水による被害から守るため、国土交通省が進める由良川下流部緊急水防災対策事業の整備と併せ、平成 18 年度から条例を制定し順次指定している区域です。災害危険区域に指定された地域では、住宅の建築が規制されます。

▶詳しくは、国・府事業推進課（☎ 66・1047）へ。

### 《位置図》



## 都市計画道路及び市場の変更のお知らせ

次のとおり都市計画道路と市場を変更しました。内容は都市計画課で縦覧できます。

【変更年月日】平成 25 年 11 月 28 日

### ◆伊佐津境谷線の道路路線と幅員を変更

西市街地と西舞鶴道路を連絡する伊佐津境谷線において、地域の実情に応じた安全で効率的な道路交通の確保を図ります。

### ◆舞鶴市公設地方卸売市場の名称を変更

開設者の移行により施設名を「京都府北部地方卸売市場」に変更しました。

▶詳しくは、都市計画課（☎ 66・1048）へ。

1月15日～21日は防災とボランティア週間

## 防災ひとくちメモ ～ 地震への備え ～

地震はいつ、どこで発生するかわかりませんが、日頃からの備えで被害を軽減させることは可能です。毎年1月15日～21日は「防災とボランティア週間」、17日は「防災とボランティアの日」です。この機会に、身の回りの安全対策や地震が発生したときの行動パターンを確認し、もしものときに備えましょう。

### ◆家族との連絡方法・集合場所の確認



### ◆非常時持出品・備蓄品の用意



### ◆家の内外の安全対策・点検



▶詳しくは、危機管理・防災課（☎ 66・1089）へ。

## 台風 18 号の被災者住宅再建を支援 (再建経費の一部を補助します)

【対象】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

【対象経費】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】対象経費の3分の1

【補助金の限度額】下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。平成 25 年度の申請は1月31日(金)まで。報告は2月28日(金)までに行ってください。

▶詳しくは、建築住宅課（☎ 66・1050）へ。